

第3次
上尾市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和4年3月
(令和7年2月一部改定)
上尾市

目次

第1章 計画策定の背景.....	1	第5章 温室効果ガス削減に向けた取組.....	1 1
1. 地球温暖化問題に関する動向	1	1. 日常業務における取組.....	1 1
（1）地球温暖化の影響	1	（1）電気等エネルギー使用量の削減	1 1
（2）地球温暖化対策を巡る国内外の動向	1	（2）省資源、廃棄物の減量、リサイクル	1 1
（3）上尾市の取組.....	2	（3）グリーン購入や環境配慮契約等の推進に よる低炭素化への誘導	1 2
第2章 基本的事項.....	4	2. 公用車所管課による取組	1 2
1. 計画策定の目的	4	3. 施設管理による取組	1 3
2. 計画の位置付け	4	（1）施設・設備の維持管理による温室効果ガ スの削減、省エネルギー対策の推進.....	1 3
3. 計画の期間等	4	（2）建築物や設備などの省エネルギーの推進	1 3
（1）計画の期間	4	4. その他事務事業上の取組	
（2）基準年度・目標年度	4	（1）職員の環境保全意識の向上の推進.....	1 4
4. 計画の対象範囲	5	（2）カーボンオフセットの推進	1 4
（1）対象となる範囲	5	（3）太陽光発電など再生可能エネルギーの利 用の促進	1 4
（2）対象とする温室効果ガス	5	（4）上尾市地球温暖化対策基金の活用	1 4
（3）温室効果ガス排出量の算定方法	5	（5）公共施設の ZEB 化の推進	1 4
第3章 基準年度の温室効果ガス排出状況.....	6	（6）太陽光発電の導入と電気の自家消費の 推進.....	1 4
1. エネルギー使用量等	6	（7）再生可能エネルギー電力会社等を活用し た電気の調達	1 4
2. 温室効果ガス排出量	7		
第4章 温室効果ガスの削減目標	8	第6章 計画の推進	
1. 削減目標の考え方	8	1. 推進体制	1 5
2. 計画の目標	1 0	2. 実行計画の進行管理（全課（室）出先機 関対象）	1 6
（1）基準年度及び基準年度の温室効果ガス総 排出量.....	1 0		
（2）削減目標.....	1 0		

資料編

上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱

第 1 章 計画策定の背景

1. 地球温暖化問題に関する動向

(1) 地球温暖化の影響

地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発、食料生産の困難、飲料水の枯渇、海面上昇による居住地の喪失などを引き起こす、深刻な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、国内においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、温室効果ガス排出量の削減に向けた早急な対策を講じていく必要があります。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

■ 国外の動向

年月	国外の主な動向	概要
2015 年 9 月	国連サミットにおける持続可能な開発目標 (SDGs) の採択	17 のゴール・169 のターゲットから構成され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された。
2015 年 12 月	国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) における「パリ協定」の採択	世界共通の長期目標として、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目標とした。
2018 年 10 月	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) における 1.5℃特別報告書の公表	地球の平均気温は、産業革命以前の水準よりも、既に約 1℃上昇し、2030 年～2052 年の間には、1.5℃に達する可能性が高いことが示された。
2021 年 8 月	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) における第 6 次評価報告書の公表	気温上昇が 1.5℃に達する時期が 2040 年に早まる可能性が非常に高く、「人間活動の影響が大気や海洋、陸域を温暖化させてきたことは疑う余地がない」ことが断言された。

■ 日本の動向

年月	日本の主な動向	概要
2020 年 10 月	2050 年カーボンニュートラルを宣言	2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを表明した。
2021 年 4 月	米国主催気候サミットにおいて、2050 年カーボンニュートラルと総合的で野心的な目標を表明	2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けることを表明した。
2021 年 5 月	改正地球温暖化対策推進法が成立	2050 年カーボンニュートラルが基本理念として法に明確に位置付けられ、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めた。
2021 年 6 月	地域脱炭素ロードマップの策定	国・地方脱炭素実現会議第 3 回会合が開催され、国と地方の協働・共創による地域における 2050 年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での 2050 年脱炭素社会実現に向けた具体的な対策を決定した。
2021 年 10 月	第 6 次エネルギー基本計画が閣議決定	「2050 年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を明記した。
	地球温暖化対策計画が閣議決定	2021 年 4 月に表明した新たな削減目標を踏まえ新たな目標達成の裏付けとなる対策・施策が盛り込まれた。

(3) 上尾市の取組

①地球温暖化対策計画について

本市では、2020 年度に策定した「第 3 次上尾市環境基本計画」において、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で、「2050 年カーボンニュートラル」の実現にむけて、市民・事業者・市が一体となり、温室効果ガス排出量の削減を目指すこととしています。

また、2015 年度には、「第 2 次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～あげおエコ☆アクションプラン～（以下「第 2 次計画」という。）」を策定し、上尾市が市内の一事業者として、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減にむけ、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減等の環境に配慮した取組を進めてきました。

この第 2 次計画については、2021 年度で計画期間満了となるため、国等の動向やこれまでの取組状況を踏まえた上で計画の改定を行い、市職員が一丸となり率先して地球温暖化対策や環境配慮活動を実行するとともに、市民や事業者に積極的な取組を促していくための、新たな「第 3 次上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

②一部改定について

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、国の地球温暖化対策計画に即して定めるものとされています。

国の地球温暖化対策計画には、「地方公共団体は、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施するもの」とされており、政府実行計画との整合性を図るために、本計画を一部改定します。

③上尾市ゼロカーボンシティ宣言

温室効果ガスの削減については、地球規模の大きな問題であり、本市も国際社会の一員として「持続可能な未来への責任」を果たしていく必要があることから、2021 年 7 月に 2050 年までに二酸化炭素排出を実質ゼロとする「上尾市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

なお、環境省では、2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることを目指す旨を表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」として位置付け、取組を推進しており、2024 年 9 月 30 日時点で、1122 自治体がゼロカーボンシティを表明しています。

④SDGs（持続可能な開発目標）への対応

SDGs（Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標）は、2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

本市では、第 6 次上尾市総合計画や第 3 次上尾市環境基本計画など様々な計画策定に SDGs の理念を取り入れており、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

本計画と関連があるゴールとしては、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「住み続けられるまちづくりを」「つくる責任つかう責任」「気候変動に具体的な対策を」「海の豊かさを守ろう」「森の豊かさを守ろう」が掲げられており、職員がこれらの目標を意識して SDGs の達成に貢献していきます。



出典：（2030年アジェンダ）「国際連合広報センター」（2019年1月）より抜粋

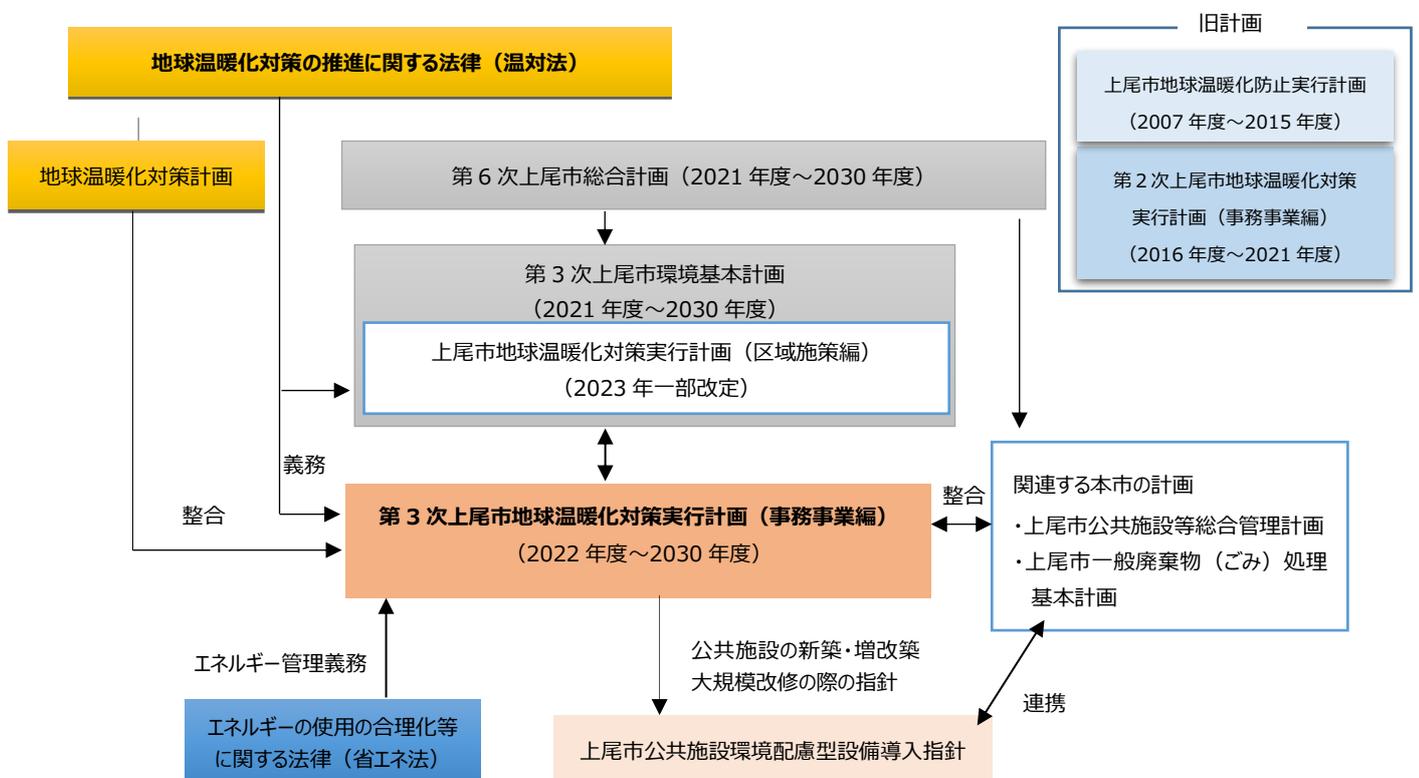
第 2 章 基本的事項

1. 計画策定の目的

本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」に基づき、地球温暖化対策として本市自らの事務事業の実施に伴う温室効果ガス排出の抑制等を率先して行うことにより、本市市域における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画の一部に位置付けるとともに第 3 次上尾市環境基本計画の下部計画として、国の地球温暖化対策計画と整合を図り策定するものであり、関連する法である「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」や、関連する本市の計画と整合を図りながら推進します。



3. 計画の期間等

(1) 計画の期間

- 計画の期間：2022 年度～2030 年度

(2) 基準年度・目標年度

- 基準年度：2014 年度
- 目標年度：2030 年度

※ 国の「地球温暖化対策計画」では 2013 年度を基準年としていますが、所有している温室効果ガス排出量のデータは、2013 年度のデータに比べ 2014 年度のデータの方がより精度が高

いため、第3次計画の基準年度を2014年度とします。

4. 計画の対象範囲

(1) 対象となる範囲

計画の対象範囲は、市が行う全ての事務事業とし、出先機関を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

(2) 対象とする温室効果ガス

- 二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン (HFC)

算定対象とする温室効果ガス及び活動項目

ガスの排出区分		調査対象となる活動項目	
		項目	単位
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	電気使用量	kWh
		種類別燃料 (ガソリン、軽油、灯油、A 重油、LPG、都市ガス、CNG) 使用量	L、m ³
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物中の廃プラスチック焼却量	t
メタン (CH ₄)	公用車の運行	ガソリン・LPG 車の車種別走行距離	km
		ガソリン車の車種別走行距離	km
		軽油車の車種別走行距離	km
	廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量	t
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の運行	ガソリン・LPG 車の車種別走行距離	km
		ガソリン車の車種別走行距離	km
		軽油車の車種別走行距離	km
	廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量	t
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	カーエアコンの冷媒漏洩	公用車台数	台
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体の製造等	※調査対象外 本市の事務・事業からの排出が無いとみなされるガス	
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス等		
三ふつ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等		

(備考)

温対法第2条第3項で規定されている7種類の温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふつ化硫黄 (SF₆)、三ふつ化窒素 (NF₃) は、本市の事務・事業において該当する活動がないため、算定対象としない。

(3) 温室効果ガス排出量の算定方法

- 温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離などの「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じて算定
- 電気の排出係数は年度によって変動することから、本計画においては、毎年度の当該事業者の電気の排出係数を用いて算定

第3章 基準年度の温室効果ガス排出状況等

1. エネルギー使用量等

基準年度（2014）年度におけるエネルギー使用量等を以下に示します。

項目 (単位)			2014年度（基準年）活動項目別使用量				
			エネルギー起源CO ₂	非エネルギー起源CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC
電気使用量	A社	kWh	19,883,735				
	B社		4,035,430				
	C社		673,881				
	D社		5,810,631				
	合計		30,403,677				
燃料使用量	都市ガス	m ³	798,619				
	A重油	L	34,605				
	液化石油ガス(LPG)	kg	215,184				
	灯油	L	125,139				
	ガソリン	L	118,666				
	軽油	L	39,565				
一般廃棄物中焼却（廃プラスチック焼却量）		t		12,793			
ガソリン・LPG車の走行距離	普通・小型乗用車	km			161,829	161,829	
ガソリン車の走行距離	乗用車				0	0	
	バス				0	0	
	軽自動車				68,223	68,223	
	普通貨物車				21,183	21,183	
	小型貨物車				179,317	179,317	
	軽貨物車				203,214	203,214	
	特種用途車				172,024	172,024	
軽油車の走行距離	乗用車				0	0	
	バス				63,078	63,078	
	普通貨物車				108,332	108,332	
	小型貨物車				3,116	3,116	
	特種用途車				231,165	231,165	
廃水処理	下水又はし尿の処理	m ³			65	65	
廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量	t			59,294	59,294	
カーエアコンの冷媒漏洩	公用車台数	台					186

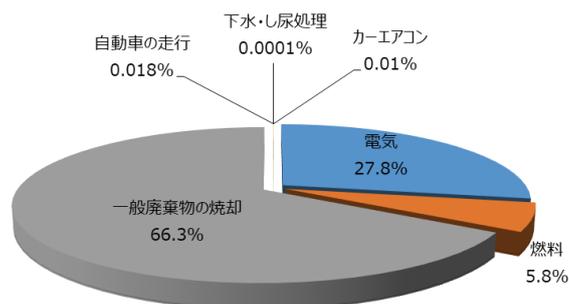
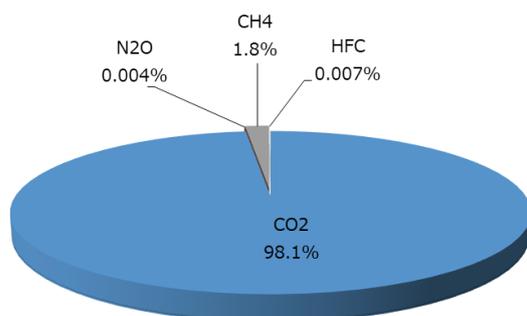
2. 温室効果ガス排出量

基準年度（2014）年度における温室効果ガス総排出量は54,944t-CO₂となり、二酸化炭素(CO₂)が全体の約98.1%を占めています。

基準年度（2014）年度における温室効果ガス排出量を発生源別にみると、一般廃棄物の焼却（66.3%）が最も多く、次いで電気の使用（27.8%）、燃料の使用（5.8%）となっています。

項目	2014年度（基準年）活動項目別排出量（単位：kg-CO ₂ ）					総排出量	
	エネルギー起源CO ₂	非エネルギー起源CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC		
電気	A社	10,558,263					10,558,263
	B社	1,533,463					1,533,463
	C社	285,052					285,052
	D社	2,905,316					2,905,316
	合計	15,282,094					15,282,094
燃料	都市ガス	1,780,920					1,780,920
	A重油	93,780					93,780
	液化石油ガス(LPG)	645,552					645,552
	灯油	311,595					311,595
	ガソリン	275,306					275,306
	軽油	102,077					102,077
一般廃棄物中焼却（廃プラスチック焼却量）			35,435,743				35,435,743
ガソリン・LPG車の走行距離	普通・小型乗用車			40	1,399		1,439
ガソリン車の走行距離	乗用車			0	0		0
	バス			0	0		0
	軽自動車			17	447		464
	普通貨物車			19	246		265
	小型貨物車			67	1,389		1,457
	軽貨物車			56	1,332		1,388
	特種用途車			151	1,794		1,945
軽油車の走行距離	乗用車			0	0		0
	バス			27	470		497
	普通貨物車			41	452		493
	小型貨物車			1	8		9
	特種用途車			75	1,722		1,797
廃水処理	下水又はし尿の処理			62	18		80
廃棄物の焼却	一般廃棄物焼却量			1,408	1,001,868		1,003,276
カーエアコンの冷媒漏洩	公用車台数					3,990	3,990
温室効果ガス排出量		18,491,323	35,435,743	1,963	1,011,146	3,990	54,944,164

※端数処理の関係により、上記表の活動項目ごとの数値の合計と温室効果ガス排出量合計にずれが生じています。



第4章 温室効果ガスの削減目標

1. 削減目標の考え方

国は、「地球温暖化対策計画」において「2030年度に2013年度比で46%削減」を目指すとしており、このうち地方公共団体を含む「業務その他部門」については、エネルギー起源CO₂排出量において51%の削減、エネルギー起源CO₂排出量以外の区分についても21%の削減が求められています。

このことから、本計画においても国に即した取組を実施していくことを前提として、2030年度には国の削減目標と同程度の削減が求められます。

地球温暖化対策計画の部門別削減目標

(単位：百万 t -CO₂)

	2013年度実績	2030年度の 目標・目安	削減率
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	760	▲46%
エネルギー起源CO ₂	1,235	677	▲45%
産業部門	463	289	▲38%
業務その他部門	238	116	▲51%
家庭部門	208	70	▲66%
運輸部門	224	146	▲35%
エネルギー転換部門	106	56	▲47%
エネルギー起源CO₂以外	172.8	136.3	▲21%
非エネルギー起源CO ₂	82.3	70.0	▲15%
メタン (CH ₄)	30.0	26.7	▲11%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	17.8	▲17%
代替フロン等4ガス	39.1	21.8	▲44%
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	14.5	▲55%
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	4.2	26%
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.7	27%
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.5	▲70%
温室効果ガス吸収源	—	47.7	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM)		官民連携で2030年度までの累積で、1億 t -CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

環境省：地球温暖化対策実行計画（令和3年10月22日閣議決定）より作成

国の地球温暖化対策計画の部門ごとの削減率に基づき本市の事務事業からの温室効果ガス排出削減量を算定すると下表のとおりとなります。

国の「地球温暖化対策計画」に照らした上尾市の削減目標

排出区分	部門別削減目標	上尾市の事務事業における排出源	上尾市の排出量		国の目標を適用した場合の上尾市の削減率
			2014年度 t-CO ₂	2030年度 t-CO ₂	
エネルギー起源CO ₂					
産業部門	38.0%	該当なし	—	—	
業務その他部門	51.0%	電気、燃料の使用	18,491	9,061	
家庭部門	66.0%	該当なし	—	—	
運輸部門	35.0%	該当なし	—	—	
エネルギー転換部門	47.0%	該当なし	—	—	
小計			18,491	9,061	51.0%
エネルギー起源CO ₂ 以外					
非エネルギー起源CO ₂	15.0%	廃プラスチック焼却	35,436	30,121	
CH ₄	11.0%	ごみ焼却量、公用車走行、下水処理量等	2	2	
N ₂ O	17.0%		1,011	839	
HFC等4ガス	44.0%	カーエアコンからの漏洩	4	2	
小計			36,453	30,964	15.1%
合計			54,944	40,025	27.2%

※上尾市の公用車燃料については、業務その他部門に含めて試算

ごみの焼却量は、市域全体のごみ排出量に左右されることから、市が直接的に管理して大幅に減らすことが困難です。

特に、本市焼却炉は、プラスチックごみを、熱回収し、温水や電気とするサーマルリサイクルを採用した施設であり、廃プラスチックの焼却量についても、市の事務及び事業における取組のみでは、削減が困難な状況です。

そのため、本計画の削減目標の管理では、ごみの焼却量、廃プラスチック焼却量を除いて求めた温室効果ガス排出量を用いることとします。現在計画を進めている新しいごみ処理施設については、プラスチック分別を予定しています。稼働した際には、本計画に含める検討をまいります。

また、プラスチック資源循環促進法の動向も踏まえ、柔軟に対応してまいります。

※下水処理量についても市が直接管理することが困難なため、同様の取り扱いとします。

ごみの焼却量・廃プラスチック焼却量・下水処理量を除いた場合の削減目標

排出区分	部門別削減目標	上尾市の事務事業における排出源	上尾市の排出量		国の目標を適用した場合の上尾市の削減率
			2014年度 t-CO ₂	2030年度 t-CO ₂	
エネルギー起源CO ₂					
産業部門	38.0%	該当なし	—	—	
業務その他部門	51.0%	電気、燃料の使用	18,491	9,061	
家庭部門	66.0%	該当なし	—	—	
運輸部門	35.0%	該当なし	—	—	
エネルギー転換部門	47.0%	該当なし	—	—	
小計			18,491	9,061	51.0%
エネルギー起源CO ₂ 以外					
CH ₄	11.0%	公用車走行	1	1	
N ₂ O	17.0%		9	7	
HFC等4ガス	44.0%	カーエアコンからの漏洩	4	2	
小計			14	10	28.6%
合計			18,505	9,071	51.0%

※上尾市の公用車燃料については、業務その他部門に含めて試算

2. 計画の目標

(1) 基準年度及び基準年度の温室効果ガス総排出量

■ 基準年度

2014 年度を基準年度とします。

■ 基準年度の温室効果ガス総排出量

2014 年度の温室効果ガス総排出量は、**18,505t-CO₂**となります。

※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：54,944 t-CO₂

(2) 削減目標

国の地球温暖化対策計画の部門ごとの削減目標に準じ、本市の目標年度における基準年度からの削減目標を **51.0%**と設定します。

削減目標（目標年度：2030 年度）

2014 年度（基準年）排出量 : **18,505t-CO₂**

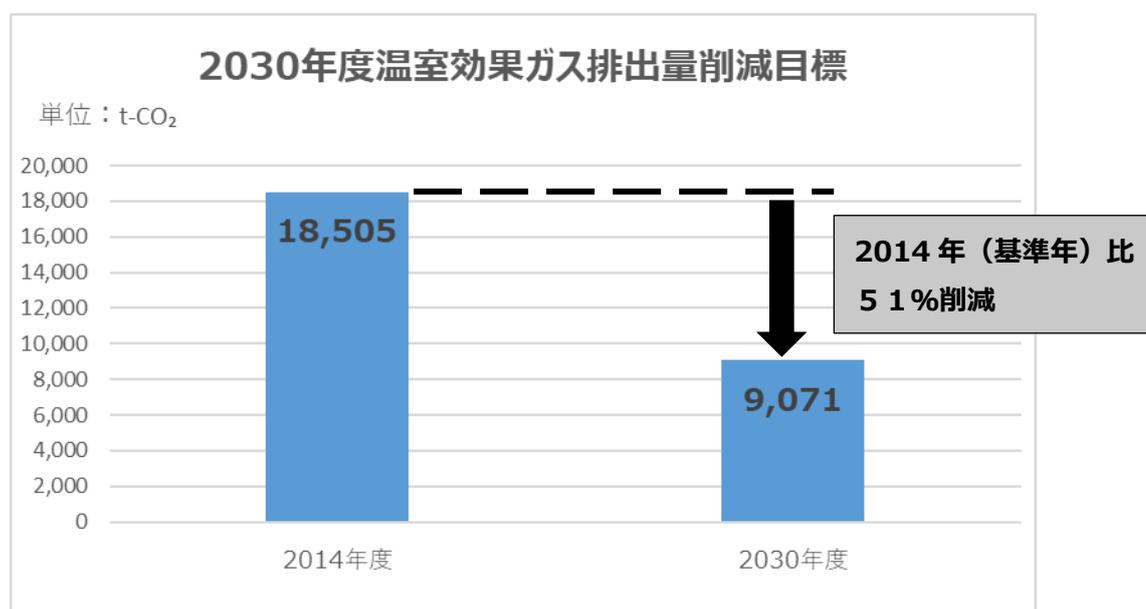
※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：54,944t-CO₂

2014 年度（基準年）比 : **51.0%削減** (▲9,434t-CO₂)

※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：27.2%削減 ▲14,919 t-CO₂

2030 年度排出量 : **9,071t-CO₂**

※上尾市の全ての排出源を含んだ場合：40,025 t-CO₂



第 5 章 温室効果ガス削減に向けた取組

1. 日常業務における取組（全職員対象）

日常業務における職員による節電や燃料の使用抑制などの環境配慮活動を推進することにより、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

(1) 電気等エネルギー使用量の削減

①照明

- ❖ 昼休みや時間外勤務時には業務に支障のない範囲で消灯を行い、電気使用量の削減に努めます。
- ❖ 廊下、昼休み、時間外勤務時の照明は、必要最小限とします。
- ❖ 給湯室、トイレ等では、使用するときだけ点灯し使用後は、消灯します。

②空調

- ❖ 庁舎、施設等の室内温度は、夏季（冷房）は 28 度、冬季（暖房）は 19 度を目安とし、その温度に適した快適で働きやすい服装で勤務する“AGECO-Biz Style”を推進します。

③OA 機器

- ❖ 昼休み、時間外勤務時など長時間使用しない時には、パソコンやプリンター等の OA 機器のスイッチオフを励行します。
- ❖ パソコンモニターの輝度を業務に支障のない範囲で下げます。

④公用車利用

- ❖ WEB 会議の推進、アイドリングストップの徹底や急発進・急加速の回避等エコドライブを徹底します。
- ❖ 近距離での移動は、公用車の使用を控え、徒歩や自転車を利用します。
- ❖ できる限り公共交通機関を利用します。
- ❖ タイヤ空気圧の適正管理に努めます。

⑤その他機器

- ❖ 上下階への移動は、階段を利用した 2 アップ、3 ダウンに努めます。

(2) 省資源、廃棄物の減量、リサイクル

①用紙類・物品購入

- ❖ 両面印刷、集約印刷、小冊子印刷を徹底します。
- ❖ ペーパーレス化を推進します。（庁内情報システムやメールの利用など）

- ❖ 物品購入等は計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。

②廃棄物の削減、リサイクル

- ❖ マイ箸、マイカップ、マイボトルの使用に努めます。
- ❖ 再生利用や長期利用が可能な製品を選んで購入するなど、廃棄物の発生を抑制します。
- ❖ 職場に分別ボックスを設置し、職場でのごみの分別、資源化を徹底します。
- ❖ カートリッジ等はリサイクルします。
- ❖ プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewable について、周知・啓発に努めます。

③食品ロスの削減

- ❖ 昼食等は、食べきれぬ量の注文により、食べ残しの防止を図ります。

④水道使用量の削減

- ❖ 水の出しすぎに注意するなど日常的に節水に努めます。
- ❖ 雨水を利用できる場所では、雨水の有効利用を行います。

(3) グリーン購入や環境配慮契約等の推進による低炭素化への誘導

- ❖ 物品の購入が必要となる際は、上尾市グリーン購入の推進に関する基本方針に基づき、環境への負荷が少ない物品の優先的な購入を推進します。
- ❖ 委託業務等の契約にあたっては、仕様書や協定書、契約書等に温室効果ガス排出量削減や環境負荷低減への協力について明記します。
- ❖ 他の職場と事務用品の共有化を図ることで、購入量を必要最小限に抑えます。

2. 公用車所管課による取組

代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については、全て電動車とします。また、再生可能エネルギーで発電した電気を使うことで走行時の温室効果ガス排出量をゼロにする「ゼロカーボン・ドライブ」の実現を目指します。

3. 施設管理による取組

(1) 施設・設備の維持管理による温室効果ガスの削減、省エネルギー対策の推進

設備の保守・管理を適切に行うことにより、エネルギー消費効率の低下を防ぐことができ、温室効果ガスの排出量削減に寄与することができます。また、既往の設備・機器の運用改善を行うことにより、温室効果ガスの排出量削減に寄与します。

【日常的な設備の使用】

項目	取組内容例
空調・換気設備	庁舎、施設等の室内温度は、夏季（冷房）は28度、冬季（暖房）は19度を目安とし、適切な運転管理を行う
	空調運転時間を適正化する
照明設備	照度の適正化
	空室、不在時等のこまめな消灯
	採光を利用した消灯の実施
昇降機	利用が少ない時間帯でのエレベーターの一部停止

【設備・機器の保守・管理】

項目	取組内容例
熱源・熱搬送機器	冷却塔交換機のスケール除去
	冷却塔充てん材の清掃
	冷却水の水質の適正な管理
空調・換気設備	温湿度センサ・コイル・フィルタ等の清掃・自動制御装置の管理等の保守及び点検
	腐食、損傷、異音等の目視確認及び点検
	※フロン類・代替フロン類使用機器にあつては、漏えいがないか定期点検時に確認
照明設備	照明器具の定期的な保守及び点検

【設備・機器の運用改善】

項目	取組内容例
熱源	冷温水出口の温度の適正化
空調・換気整備	空調・熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮
	フィルタの定期的な清掃
給湯設備	給湯温度・循環水量の調整
民生機器	自動販売機の節電（照明消灯・夜間運転停止など）の実施

(2) 建築物や設備などの省エネルギーの推進

公共施設の新設、改築、設備の更新等を行う場合は、「上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針」に基づき、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を推進します。

また、施設内や街路灯などの照明設備については、更新可能なものについて、LED照明の導入割合を2030年度までに100%とするとともに、水栓等においても節水設備の導入を推進します。

4. その他事務事業上の取組

(1) 職員の環境保全意識の向上の推進

職員への意識啓発を図るため、地球温暖化対策に係る情報の提供を行うとともに、それぞれの役割のもと資質向上（知識と技能の向上）を図るために、研修を実施します。また、計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇取得促進など、省 CO₂につながる効率的な勤務体制を推進します。

(2) カーボンオフセットの推進

森林を有する市町村と連携し、森林保全活動を行うことによる二酸化炭素吸収量によって市内で発生する二酸化炭素を埋め合わせするという考えであるカーボンオフセット事業を推進します。

(3) 太陽光発電など再生可能エネルギーの利用の促進

本市の自然的・社会的条件に応じて、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入の現実的な最大限のポテンシャルを調査・検討します。

(4) 上尾市地球温暖化対策基金の活用

再エネ・省エネ設備の導入の際に基金を活用し、地球温暖化対策を推進していきます。

(5) 公共施設の Z E B 化の推進

公共施設を新設・改修する際には、一次エネルギーの消費量を実質ゼロとする Z E B 化（Net Zero Energy Building）を目指し、省エネルギーを推進する一方で、再生可能エネルギーの導入による創エネルギーについて導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

(6) 太陽光発電の導入と電気の自家消費の推進

公共施設において太陽光発電を導入し、発電した電気を自家消費することで、脱炭素化に向けた消費エネルギーの転換を図るため、2030 年度までに設置可能な公共施設の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。実施にあたっては、蓄電池の導入のほか、電気事業者が設備設置に係る初期費用を負担する P P A サービスや、電力会社の送配電ネットワークを介して離れた場所に電気を供給する自己託送制度などの活用の導入可能性を検討し、可能な限り導入に努めます。

(7) 再生可能エネルギー電力会社等を活用した電気の調達

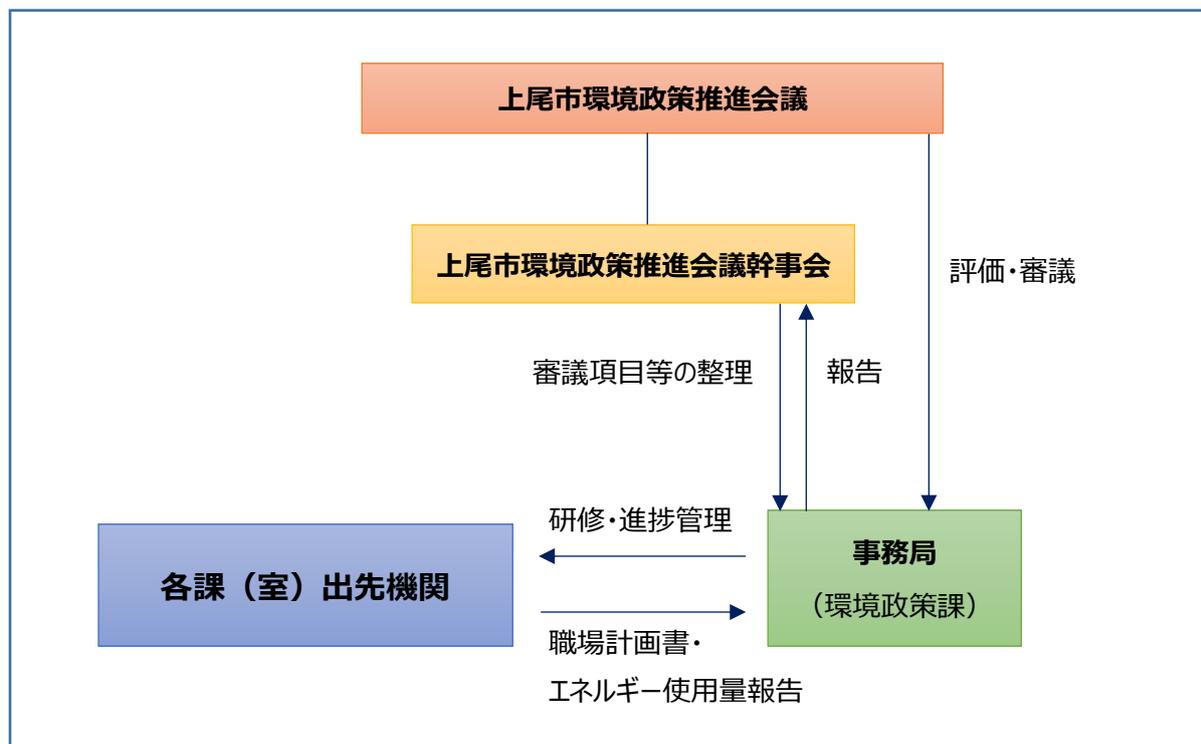
電気を調達する際は、単価や契約内容等を勘案した上で、環境負荷の少ない再生可能エネルギー由来の電気を積極的に調達し、2030 年度までに 60%以上を再生可能エネルギー電気とします。また、環境価値を取引する証書による新たな調達方法などを検討し、推進していきます。

第6章 計画の推進

1. 推進体制

推進体制は、「上尾市環境政策推進会議設置規程」及び「上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱」に従い、次の推進体制で取り組みます。

■ 推進体制図



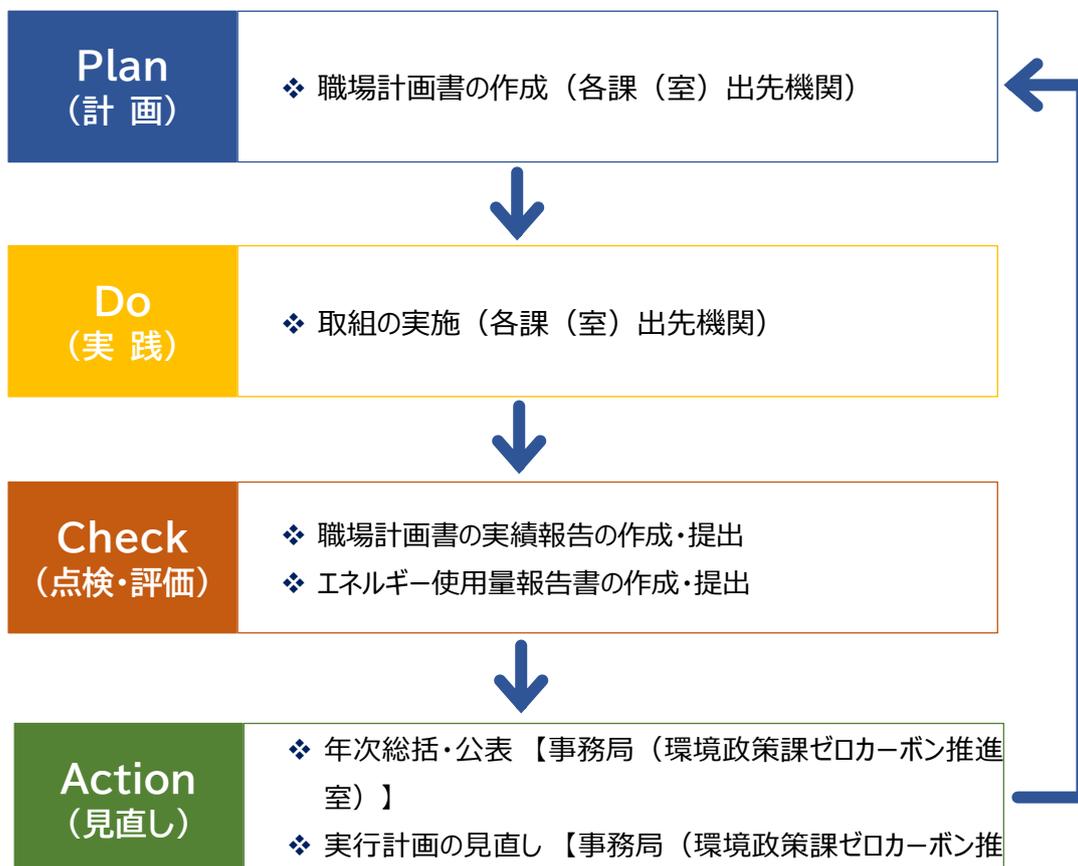
■ 主体別の役割

上尾市環境政策推進会議	実施状況等について、事務局より報告を受け、評価及び審議し、取組を適切に推進するための庁内組織	会長：市長 副会長：副市長 委員：教育長、各部室局長	
上尾市環境政策推進会議幹事会	実施状況等について、事務局より報告を受け、上尾市環境政策推進会議に付すべき審議項目等を整理するための庁内組織	幹事長：環境経済部次長 幹事：各部室局長	
各課（室） 出先機関	実施責任者	計画の目標達成のために、地球温暖化対策に関する「職場計画書」を毎年度作成し、各所属における取組を推進する	各所属長
	温暖化対策推進員	計画の目標達成のために、実施責任者の行う職務を補佐し、各所属における地球温暖化対策に関する取組を推進する	実施責任者が指名した職員
	施設管理推進員	計画の目標達成のために、実施責任者の指示に基づき、所管施設の地球温暖化対策に関する取組を推進する	各施設長
	推進員	計画の目標達成のために、各所属の目標に向けた取組や、日常における温室効果ガス削減に向けた取組を行う	全職員

2. 実行計画の進行管理（全課（室）出先機関対象）

実行計画の改定を見据え、PDCA サイクルに基づき、計画の目標達成を確実なものとするため、毎年度、取組状況について、以下のとおり点検・評価します。

■ 進行管理の概要



【Plan（計画）：職場計画書の作成】

- ❖ 実施責任者は、温暖化対策推進員や施設管理推進員等の意見をとりまとめ、「職場計画書」を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）に提出します。
- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）は、年度当初に説明会を開催し、当年度の活動概要やエネルギーの集計・報告や職場計画書の作成・報告方法について説明し、各課等で取組を支援します。

【Do(実施)：取組の実施】

- ❖ 実施責任者は、自ら作成した「職場計画書」に基づき、温暖化対策推進員や実施管理推進員に指示し、職員への周知徹底を図り、各課等での地球温暖化対策の推進に取り組みます。

【Check（点検・評価）：職場計画書の実績報告、エネルギー使用量報告書の作成・提出】

①職場計画書の実績報告の作成・提出

- ❖ 所属ごとに作成した職場計画書について、実施した結果を記入した実績報告書を作成し、部室局長等の承認を得た上で、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）に提出します。

②エネルギー使用量報告書の作成・提出（システムについては、導入検討中）

- ❖ 各課（室）出先機関は、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム「Local Action Plan Supporting System（通称 LAPSS）」に毎年度エネルギー使用量等のデータを入力し、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）に提出します。

【Action（見直し）：年次総括・公表、事業計画の見直し】

①年次総括・公表

- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）は、実施責任者の提出した「職場計画書」「エネルギー使用量報告書」をとりまとめ、毎年度 1 回、上尾市環境政策推進会議に報告します。上尾市環境政策推進会議は、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）の報告に基づき、前年度の成果を総括し、当年度以降の活動の方向性を事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）に指示します。
- ❖ 事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）は、上尾市環境政策推進会議の結果を全庁に報告します。また、温対法第 21 条の 10 項では、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）について、公表が義務付けられていることから、本計画の進捗状況について、上尾市 WEB サイト等を通じて公表します。行政の取組を公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮行動を促すことができます。

②実行計画の見直し

- ❖ 計画の実施状況を点検・評価し、取組状況や目標の達成度が低い場合にはその改善に向けて、計画の内容や運用の仕組みについて見直しを行います。また、本計画について、社会的条件等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて削減目標や取組内容等について見直しを行います。

【施設の改修・更新、公用車の更新等について】

- ❖ 公共施設を所管している課については、施設の改修、設備の更新等を実施する際には、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）と相談し、環境に関する補助制度を含め上尾市公共施設環境配慮型設備導入指針に基づき検討を行います。
- ❖ 所管する施設、公用車等で省エネに係る更新があった場合は、事務局（環境政策課ゼロカーボン推進室）へ報告します。

資料編

○上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱

平成28年3月16日市長決裁

改正

平成28年7月27日市長決裁

平成29年3月2日市長決裁

平成30年3月20日市長決裁

令和3年4月1日市長決裁

令和6年11月6日市長決裁

上尾市地球温暖化対策実行計画推進要綱

上尾市地球温暖化防止実行計画推進要綱(平成19年3月2日市長決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)

第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(以下「実行計画」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 本市における実行計画の推進については、法及び上尾市環境政策推進会議設置規程(平成20年上尾市訓令第13号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この要綱において「課等」とは、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)に基づく本庁の課及び出先機関(子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター及び西貝塚環境センターに限る。)、上尾市会計管理者の補助組織設置規則(昭和60年上尾市規則第14号)に基づく室、上下水道部の課、議会事務局の課、教育委員会事務局の課及び教育機関、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局並びに消防本部の課及び消防署をいう。

(実施責任者)

第3条 実行計画の円滑な推進を図るため、課等に実行計画に定められた事項を実施する責任者(以下「実施責任者」という。)を置く。

2 実施責任者は、課等の長をもって充てる。

3 実施責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 地球温暖化対策に関する課等の計画を毎年度作成し、事務局(第6条第1項に規定する事務局をいう。次号において同じ。)に提出すること。

(2) 課等における温室効果ガスの排出の状況に関するデータ等を収集し、その結果を年度ごとに事務局に報告すること。

(3) その他課等における実行計画の推進に関し必要な事項に関すること。

(温暖化対策推進員)

第4条 実行計画の円滑な推進を図るため、課等に温暖化対策推進員を置く。

2 温暖化対策推進員は、実施責任者が当該課等に属する職員(次条に規定する施設管理推進員に充てられた職員を除く。)のうちから指名する。

3 温暖化対策推進員は、実施責任者の指示を受け、地球温暖化対策に関する課等の計画に基づき、実行計画の取組を推進するものとする。

(施設管理推進員)

第5条 実行計画の円滑な推進を図るため、施設等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規定する公の施設、上尾市組織規則第11条第1項に規定する出先機関(子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター及び西貝塚環境センターを除く。)その他市長が認める施設等をいう。以下同じ。)に施設管理推進員を置く。

2 施設管理推進員は、施設等の長をもって充てる。ただし、当該施設等の長が実施責任者となっている場合は、この限りでない。

3 施設管理推進員は、その施設等を所管する実施責任者の指示を受けて、当該施設等における実行計画の取組を推進するものとする。

(事務局)

第6条 実施計画を円滑に推進するため、事務局を置く。

2 事務局の所掌事務は、次に掲げるものとし、環境経済部環境政策課ゼロカーボン推進室においてこれを処理する。

(1) 第3条第3項第2号の規定に基づき、実施責任者から提出された温室効果ガス排出量の報告を集計し、及び算定すること。

(2) 前号の規定により集計及び算定の結果をもとに、実行計画に基づく措置の実施の状況その他実行計画に関する事項についての報告書を作成すること。

(3) 実行計画の全庁的な周知を図るための職員等に対する研修に関すること。

(4) 第2号の規定により作成した報告書を、上尾市環境政策推進会議設置規程第1条に規定する上尾市環境政策推進会議に提出すること。

(5) その他実行計画の推進に係る支援に関すること。

(市が出資等を行う法人への要請)

第7条 市は、市が出資その他財政支出等を行う法人のうち別に定めるものに対し、この要綱の規定による措置に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月27日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成29年3月2日市長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月20日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和3年4月1日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和6年11月6日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

**第3次上尾市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和4年3月
(令和7年2月一部改定)

編集・発行	上尾市環境政策課ゼロカーボン推進室
住 所	〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
電 話	048-775-5111(代表)／048-775-7308(直通)
F A X	048-775-9872
E - m a i l	s258000@city.ageo.lg.jp